

交通安全だより第7号

「運転中 私はスマホをさわらない」 (2020年度 金賞交通安全標語)

I. 改正道路交通法について

いわゆる「あおり運転」の行為自体を厳罰化した改正道路交通法が、令和2年6月30日より施行されました。あおり運転行為の例と罰則などについて表に示します。

あおり運転行為と罰則

行為	具体例	罰則	行政処分
交通を妨害させる目的で危険が生じると予測させる行為をした場合	<ul style="list-style-type: none"> ・車間距離不保持 ・急ブレーキ ・割り込み運転 ・幅寄せや蛇行運転 ・ unnecessary クラクション ・危険な車線変更 ・パッシング ・最低速度未満での走行 ・違法な駐停車 ・対向車線からの接近 	3年以下の懲役 または50万円以下の罰金	免許取り消し
高速道路で著しい危険を生じさせた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・相手車両を停車させる ・衝突事故を発生させるなど 	5年以下の懲役 または100万円以下の罰金	

「あおり運転」を「妨害運転罪」として道路交通法に新たに規定し、厳罰化

違反点数と免許の欠格期間

行為	違反点数	欠格期間
交通を妨害させる目的で危険が生じると予測させる行為をした場合	25点	2年
高速道路で著しい危険を生じさせた場合	35点	3年

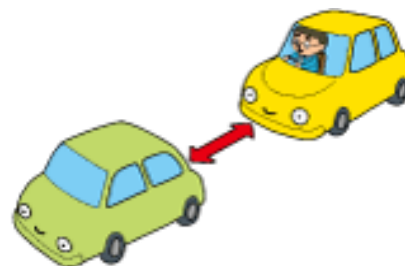


II. 改正自動車運転死傷処罰法について

道路交通法の改正とともに、自動車運転死傷処罰法についても改正され、あおり運転行為により、人を死傷させた場合についても刑事処分の対象となります（令和2年7月2日より施行）。

<罰則>

人を負傷させた場合は懲役15年以下、死亡させた場合は懲役1年以上20年以下の刑事処分



Ⅲ. 今月の交通ヒヤリハット

・事業場より提出されたヒヤリハットです。危険予知活動に利用してください。

いつ	夕方
どこで	帰宅途中の一般道路
何をしている時に	歩道のある道路を車で走っている時
どうなった	歩道を走っていた自転車が、後ろを確認せず急に車道に進路を変更して飛び出てきた

Ⅳ. 今月のスローガン（企業開発センター交通問題研究室）

「疲れたな 感じる前に 休憩を」